

所得税確定申告と市県民税の申告は 3月15日まで

今年も所得税・市県民税（住民税）の申告時期となりました。この申告では、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

確定申告が必要な方

- ▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方
- ▼給与所得者で次のいずれかに該当する方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与の支払を1か所から受けていて、給与所得以外の所得が20万円を超える方
- 給与の支払を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ▼確定申告で還付を受けたい方
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除など各種控除を受ける方
- 公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が納め過ぎの方など

市県民税申告が必要な方

- ▼平成23年1月1日に、市内在住の方
- 確定申告の必要はないが、前年中何らかの所得があった方
- 給与所得者（パート・アルバイト含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
- ▼収入、所得がない方で次の方
- 扶養者の勤務先や官公庁への証明書等の提出が必要となる方
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料で軽減等の算定が必要な方
- その他、サービス給付のため所得の把握が必要となる方



※年末調整をされた給与所得だけの方は、申告不要です。
※所得税の確定申告をされた方は、市県民税の申告の必要はありません。

確定申告(所得税の申告)

- ◇確定申告会場
栃木商工会議所(片柳町2丁目)
- 開設期間
2月16日(水)～3月15日(火)
- ※土・日曜日を除く
- 受付時間
午前9時～午後4時
- ・期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行っていません。
- ◇問合先
栃木税務署 ☎(22)0885
- ◇確定申告には、パソコンが利用できます
自宅のパソコンで期間中いつでも申告書の作成・提出ができます。
- 申告書の作成
国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます。(郵送も可)
- 電子申告(e-Tax)
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)により、自宅から申告や納税が可能です。
- 《利点》
- ・申告会場へ出かける必要がありません。(期間中は24時間対応)
- ・所得税から最高5,000円が控除されます。(過去にこの

市県民税の申告

- ◇日時および場所
左の日程表の通り行います。会場および日時を確認のうえ、申告にお越しください。
- ・混雑緩和のため、なるべく割り振りの受付日にご来場ください。なお、日程表の割り振り日で都合が悪い方は他の日程および他の庁舎・会場でも受付します。
- ・通常時間に来庁できない方のため、左記の期日は午後4時～6時30分まで延長して受付します。
- 大平地域3月3日(水)、4日(金)
- 栃木地域3月7日(月)、8日(火)
- 都賀地域3月9日(水)、10日(木)
- 藤岡地域3月11日(金)、14日(月)
- ◇申告について
・期間中は、市役所本庁および総合支所の税務課窓口では申告の受付は行いません。各申告会場で申告してください。
- ・医療費控除の金額や事業収支等は事前に集計してからお越しください。
- ・本庁舎へ来場の際は、駐車場が限られていますので、なるべく車での来場はご遠慮ください。
- ◇市県民税申告会場の注意
次の確定申告は、市県民税会場では受け付けできません。
- ・初年度の住宅借入金等特別控除
- ・土地や建物の譲渡所得
- ・株式等の譲渡所得
- ◇申告に必要なもの
- 売上、収入、経費などがわかる収支内訳書等
- 給与収入、年金収入のある方は源泉徴収票(コピー不可)
- 社会保険料(国民年金・国民健康保険税等)の領収書
- 生命保険料等の控除証明書
- 障がい者控除を受ける場合は、状況を証明する手帳もしくは証明書
- 医療費控除を受ける場合は医療費の領収書、補てんされた金額のわかるもの
- その他、収入確認、控除に必要なもの
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ◇問合先
- 本 税務課 ☎(21)2124
- 大 税務課 ☎(43)9208
- 藤 税務課 ☎(62)0902
- 都 税務課 ☎(29)1101

市県民税申告相談受付日程表

3月												2月												期日	会場				
15日(火)	14日(月)	11日(金)	10日(木)	9日(水)	8日(火)	7日(月)	4日(金)	3日(木)	2日(水)	1日(火)	28日(月)	25日(金)	24日(木)	23日(水)	22日(火)	21日(月)	18日(金)	17日(木)	16日(水)	15日(火)									
市役所本庁舎3階正庁												国府公民館			大宮公民館			皆川公民館			吹上公民館			寺尾公民館			午前9時～11時30分	午後1時～4時	栃木地域
大	箱森	柳橋	蘭部4・入舟	蘭部1	片柳4・5	片柳1	沼和田	日ノ出、湊	城内2	城内1、河合	万、倭、旭、室	国府、大塚	惣社、柳原、大光寺、田村、寄居	久保田、宮田、高谷、樋ノ口	平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田	大宮	新井	柏倉、小野口、志鳥、大皆川	皆川城内、岩出、泉川	細堀、川原田、千塚、梓	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方	大久保、鍋山、星野	尻内、梅沢、出流						
大平地域全域	下高島、上高島、北武井	横堀、牛久、上牛久	川連、蔵井	土与、真弓(東)	真弓(中・西・南)	西山田(1・2・3)	下皆川(1・2)	富田日立、中央町(全)	富田(4・5)	富田(2・7)	富田(1・3・6・8)	西野田(1)、榎本(上・下)	西野田(2)、西水代(上2)	榎本(荒・旭)、伯仲(北・南・西)	西水代(上3・下)	西水代(上1・瓜畑)	新(3)	新(2)	新(1・4)	新(3)	新(2)	新(1・4)	新(1・4)	大平公民館1階視聴覚室					
藤岡地域全域	藤岡地域全域	藤岡地域全域	城山、南山	羽黒	仲町、新町	上町、東原	荒立、荒立北、向山、山合	大田和、太田	都賀	甲	甲	大前(6区)	大前(5区・7区)	赤麻(2区・4区)	赤麻(1区・3区)	西前原、富吉、中根	蛭沼	石川、帯刀、緑川	新波	部屋	部屋	部屋	部屋	藤岡公民館(旧中央公民館)2階大会議室					
都賀地域全域	合戦場651～800	合戦場251～500	合戦場1～150	家中5801～5900	家中5001～5500	家中3101～3600	家中2101～2300	家中1001～1800	深沢1～700	富張1～700	大柿1001～1500	升塚1～400	平川1～650	平川1～200	大橋1～300	原宿1～500	木801～1500	木1～350	木1501～	木351～800	都賀地域全域	都賀地域全域	都賀地域全域	都賀総合庁舎別館2階大会議室					
				家中5901～	家中5501～5800	家中3601～5000	家中2301～3100	家中1801～2100	家中1～1000	深沢701～	富張701～	大柿1501～	大柿1～1000	平川201～500	平川401～	白久保(全)	原宿501～	木1501～	木351～800										

※市県民税申告の延長(午後4時～6時30分) 受付は次のとおりです。
大平地域▼3月3日(水)・4日(金) 栃木地域▼3月7日(月)・8日(火)

都賀地域▼3月9日(水)・10日(木)

藤岡地域▼3月11日(金)・14日(月)